

熊本地震により被害を受けた事業者の方へ 消費税法の特例に関するお知らせ

昨年の熊本地震により、被害を受けられた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

平成 29 年 4 月に租税特別措置法の一部が改正され、特定非常災害^(※)の被災者である事業者の方について、消費税法の特例（以下「災害特例」といいます。）が設けられました。

（※）特定非常災害とは、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」第 2 条第 1 項の規定により、特定非常災害として指定された非常災害をいい、熊本地震による災害も特定非常災害に指定されています。

災害特例は、原則として、今後、特定非常災害が発生した場合に適用されることとなりますが（平成 29 年改正法附則 90①）、熊本地震による災害により被害を受けた次の事業者の方は、経過措置により災害特例の適用を受けることができます。

イ 国税通則法第 11 条及び「熊本県における国税に関する申告期限等を延長する件（平成 28 年 4 月国税庁告示第 9 号）」により、申告・申請等の期限が延長された熊本県内に納税地を有する事業者

ロ 国税通則法第 11 条により、所轄税務署長から申告・申請等の期限の延長に係る期日の指定（個別指定）を受け、当該個別指定の期日が平成 29 年 3 月 31 日以前に到来した事業者

（※）個別指定により延長された申告期限が平成 29 年 4 月 1 日以後とされている事業者の方については、パンフレット「熊本地震により被害を受けた事業者の方（平成 29 年 4 月 1 日以後まで申告期限等が延長されている方）へ 消費税法の特例に関するお知らせ」をご参照ください。

上記イ・ロに該当する事業者の方（以下「被災事業者」といいます。）については、平成 29 年 4 月 1 日以後に終了する課税期間から、以下の 1～4 の災害特例が適用されます。

1 課税事業者の選択不適用届出書の提出制限の解除

（平成 29 改正法附則 90③一、租税特別措置法 86 の 5②）

課税事業者を選択した事業者は、原則、課税事業者の選択後 2 年間はその選択をやめることはできませんが、被災日前に「消費税課税事業者選択届出書」を提出していた被災事業者は、これにかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日以後終了する課税期間から、「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出することができます。

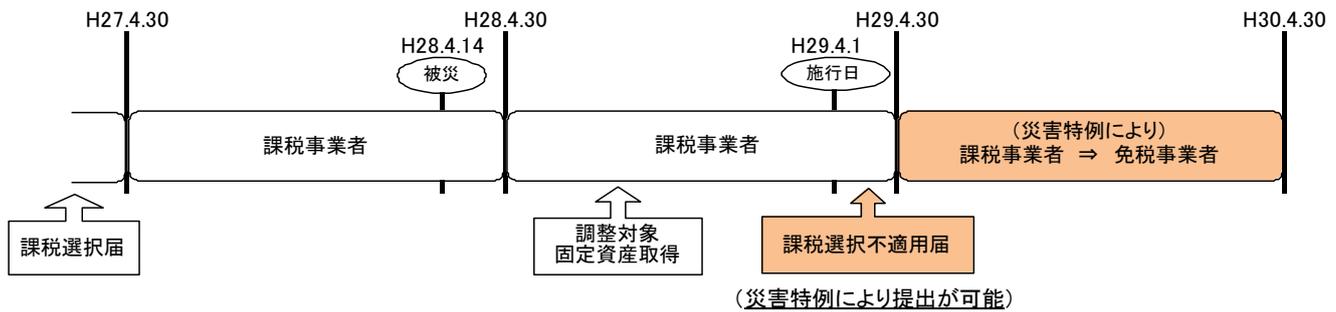
また、課税事業者を選択した事業者が、課税事業者となった日から 2 年を経過する日までの間に開始した各課税期間中に調整対象固定資産^(※1)を取得し、その取得した課税期間の確定申告を一般課税で行う場合には、原則、一定期間、課税事業者の選択をやめる届出書及び簡易課税制度を選択する旨の届出書の提出ができませんが、災害特例により、被災事業者^(※2)は、これにかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日以後終了する課税期間から、これらの届出書の提出をすることができます。

なお、課税事業者の選択をやめようとする場合又は簡易課税制度を選択しようとする場合、課税事業者の選択をやめようとする又は簡易課税制度を選択しようとする課税期間開始の日の前日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」又は「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出を行う必要があります。

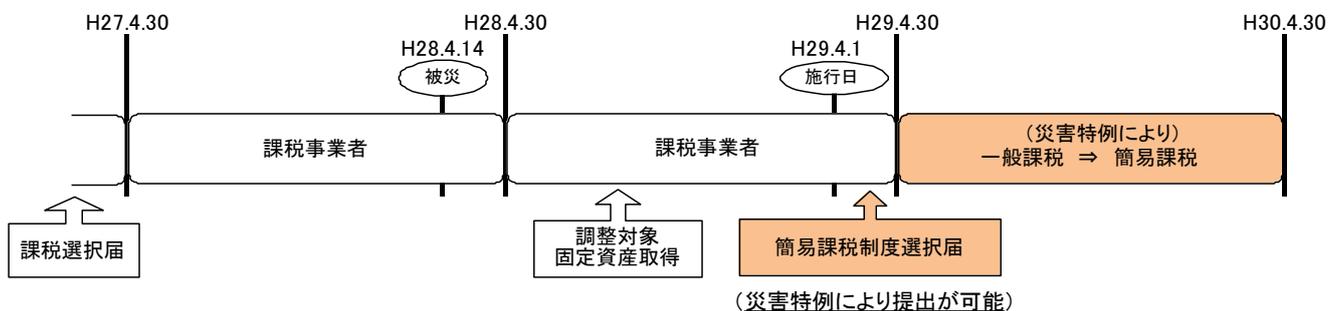
※1 調整対象固定資産とは、棚卸資産以外の固定資産で 100 万円（税抜き）以上のものをいいます。

※2 被災日前に「消費税課税事業者選択届出書」を提出していた事業者に限ります。

(事例) 熊本県内に納税地を有する被災事業者(4月末決算、平成28年4月14日に被災)が、課税事業者を選択して課税事業者となった日から2年を経過する日の属する課税期間(平成29年4月期)までに調整対象固定資産を取得した場合の平成30年4月期の納税義務



(課税事業者の選択をやめず、簡易課税制度を選択する場合の事例については、以下のとおりです。)



※ 事例の場合においては、平成29年4月30日までに「消費税課税事業者選択不適用届出書」又は「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出すれば翌期(平成30年4月期)から課税事業者の選択をやめること又は簡易課税制度を選択することができます。

また、調整対象固定資産の取得前に「消費税課税事業者選択不適用届出書」、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していた場合、当該届出書の提出はなかったものとみなされています(消法9⑦、37④)、改めてこれらの届出書の提出が必要です。

2 新設法人又は特定新規設立法人の事業者免税点制度の適用制限等の解除

(平成29改正法附則90③二・四、租税特別措置法86の5④・⑥)

新設法人又は特定新規設立法人^(※)は、基準期間がない各課税期間(通常設立1期目及び2期目)中に調整対象固定資産を取得し、その課税期間の確定申告を一般課税で行う場合、取得の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、その間は簡易課税制度を選択して申告することができませんが、被災事業者である新設法人又は特定新規設立法人は、これにかかわらず、平成29年4月1日以後終了する課税期間から、これらの制限規定が適用されません。

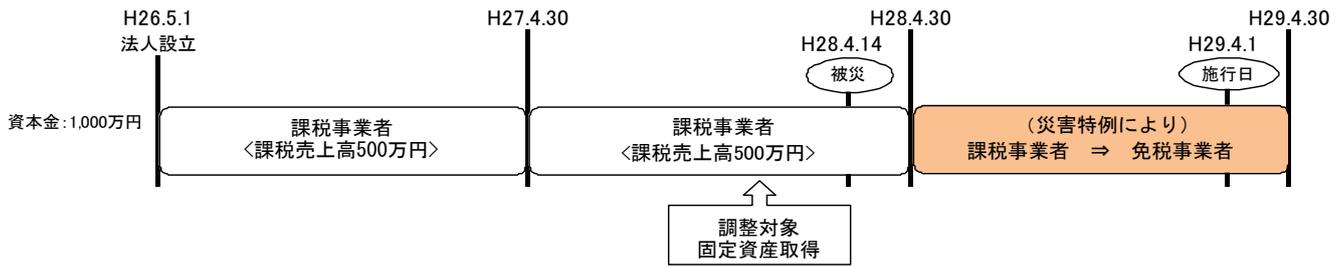
したがって、被災事業者の基準期間ができてからの課税期間(通常設立3期目)以後の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

なお、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出を行う必要があります。

※ 新設法人とは、その事業年度の基準期間がない法人でその事業年度開始の日の資本金の額又は出資の金額が1千万円以上の法人をいいます。

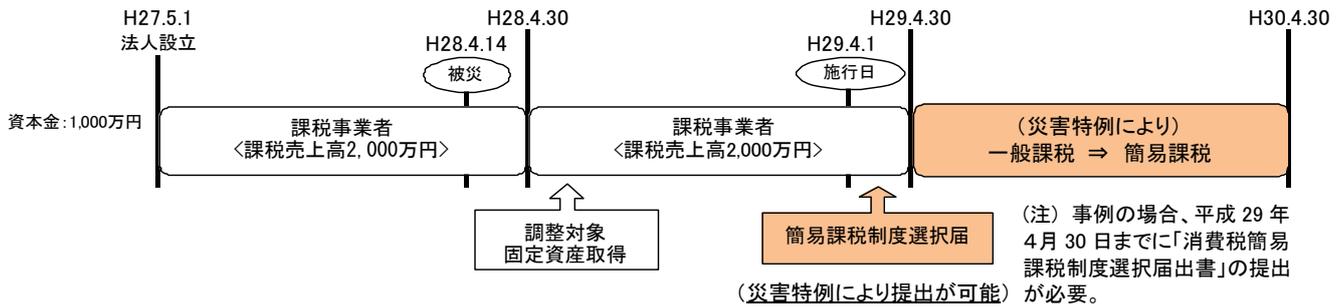
特定新規設立法人とは、新設法人に該当しない新規設立法人のうち、その事業年度開始の日において、他の者に支配されているなど一定の場合に該当することとなる法人をいいます。

(事例) 熊本県内に納税地を有する被災事業者(4月末決算、平成28年4月14日に被災)が、基準期間がない課税期間である平成28年4月期中に調整対象固定資産を取得した場合の平成29年4月期の納税義務の判定等



※ 新設法人又は特定新規設立法人のその基準期間がない課税期間は、消費税法第12条の2第1項又は同法第12条の3第1項の規定により課税事業者となるため、免税事業者となることはありません。

(簡易課税制度を選択する場合の事例は、以下のとおりです。)



3 高額特定資産の仕入れ等を行ったことによる事業者免税点制度の適用制限等の解除 (平成29改正法附則90③三・五、租税特別措置法86の5⑤・⑦)

高額特定資産^(※1)の仕入れ等を行い、その課税期間について一般課税で申告を行う場合、事業者は、その仕入れ等の日の属する課税期間の初日から原則として3年間は納税義務が免除されず、その間は簡易課税制度を選択して申告することができません^(※2)が、被災事業者については、平成29年4月1日以後終了する課税期間から、当該高額特定資産の仕入れ等に係るこれらの制限は適用されません^(※3)。

したがって、高額特定資産の仕入れ等を行った課税期間の翌課税期間以後(平成29年4月1日以後終了する課税期間に限ります。)の納税義務の判定は、基準期間における課税売上高等により行うこととなります。

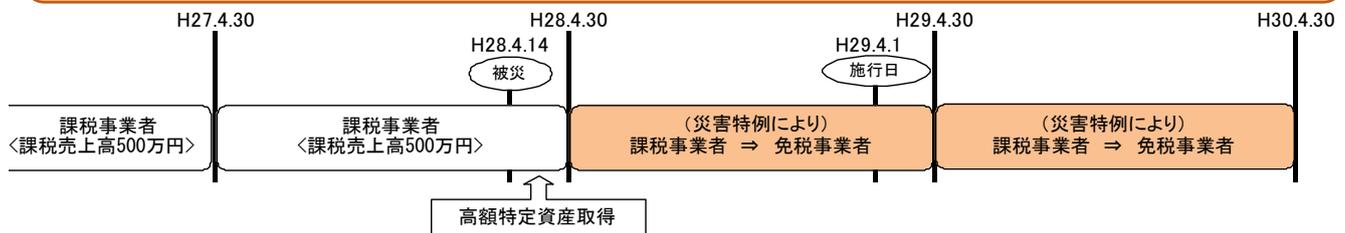
なお、簡易課税制度の適用を受けようとする場合には、その適用を受けようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択届出書」の提出を行う必要があります。

※1 高額特定資産とは、一の取引の単位につき、課税仕入れに係る支払対価の額(税抜き)が1千万円以上の棚卸資産又は調整対象固定資産をいいます。

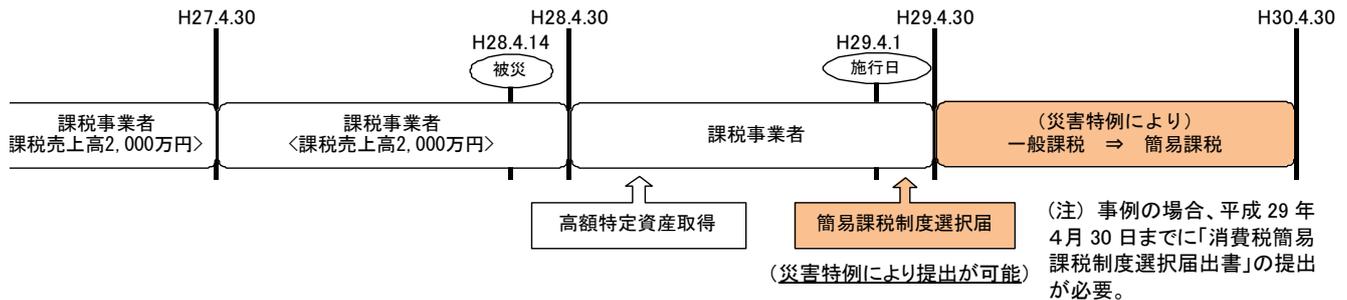
※2 当該制限は、原則として、平成28年4月1日以後に高額特定資産の仕入れ等を行った場合に適用されます。

※3 被災日前に高額特定資産の仕入れ等を行った場合又は被災日から平成30年12月31日の属する課税期間の末日までに高額特定資産の仕入れ等を行った場合に限ります。

(事例) 熊本県内に納税地を有する被災事業者(4月末決算、平成28年4月14日に被災)が、平成28年4月1日以後に高額特定資産を取得した場合の平成29年4月期及び平成30年4月期の納税義務の判定等



(簡易課税制度を選択する場合の事例は、以下のとおりです。)

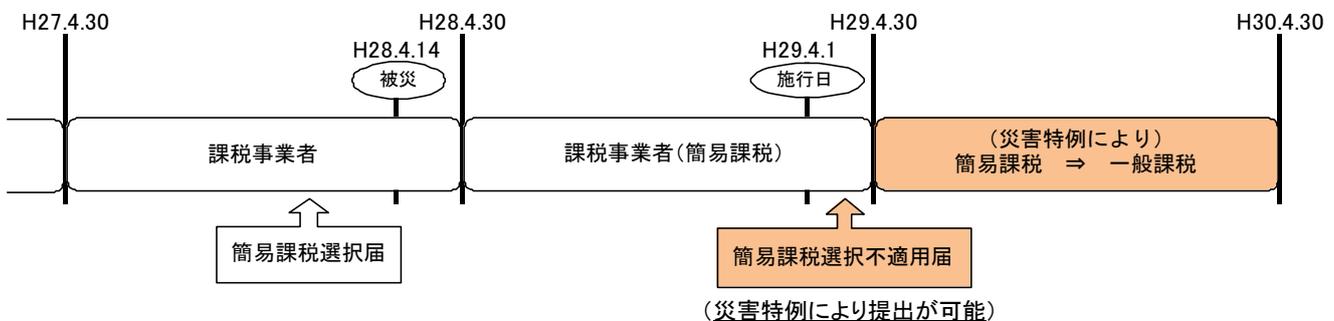


4 簡易課税制度の選択後2年間の継続適用の解除

(平成 29 改正法附則 90③六、租税特別措置法 86 の5⑨)

簡易課税制度を選択した事業者は、原則、簡易課税制度を選択後2年間はその選択をやめることはできませんが、被災日前に「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出していた被災事業者は、これにかかわらず、平成 29 年 4 月 1 日以後終了する課税期間から、「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出することができます。この場合、その選択をやめようとする課税期間の開始の日の前日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出を行う必要があります。

(事例) 熊本県内に納税地を有する被災事業者(4月末決算、平成 28 年 4 月 14 日に被災)が、簡易課税制度を選択した翌課税期間である平成 30 年 4 月期から災害特例によりその選択をやめる場合



※ 事例の場合においては、平成 29 年 4 月 30 日までに「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」を提出すれば、翌期(平成 30 年 4 月期)から簡易課税制度の選択をやめることができます。

課税事業者又は簡易課税制度の選択を行う(又は選択をやめる)場合には、選択しようとする又は選択をやめようとする課税期間の開始の日の前日までに、それぞれ必要な届出を行っていただくことが必要です。

したがって、上記の災害特例の経過措置が適用される被災事業者が、これらの特例が適用されることにより、各制度を選択すること又はその選択をやめることができるのは、平成 29 年 4 月 2 日以後に開始する課税期間からとなります。

(注) これらの届出書を提出する場合には、「参考事項」欄又は余白に「熊本地震による災害の被災事業者である」旨を記載してください。

ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。